

緊急特集

電帳法対応、 待ったなし!

残り10カ月の進め方、ツールの「非機能要件」を考える

電子帳簿保存法（電帳法）の電子取引に関する猶予（宥恕）期間が今年12月末に終了し、2024年1月から電子保存が義務化される。まだ流動的な部分が残されているものの、電帳法への対応はすべての企業にとって必須となる。2024年1月まで残り10カ月。電帳法への対応で考慮しておくべき事項を整理した。

PART 1

電帳法対応：残り10カ月の進め方

法令解釈、取引実態、データ、企業文化を踏まえた
システム構築・運用設計のあり方



梅原 淳氏

日鉄日立システムエンジニアリング株式会社
産業流通ソリューション事業部
デジタルドキュメントソリューション部
電子帳簿保存法対応コンサルタント
シニアマネジャー



下橋 一輝氏

日鉄日立システムエンジニアリング株式会社
産業流通ソリューション事業部
デジタルドキュメントソリューション部
シニアマネジャー

わかりづらい電帳法、どこまで システム対応すればよいのか

電子帳簿保存法（以下、電帳法）は25年前の1998年に、納税者の帳簿書類の作成・管理の負担を軽減する目的で創設された。その背景には、帳簿書類の作成・保管にかかわるシステムの広範な普及があったが、電子データは紙の帳簿書類と比べて改変されやすい特性をもつため、電子データの真実性やディスプレイなどによる見読性の確保が要件とされた。

電帳法創設時の基本的な考え方は、25年後の現在も引き継がれている。ただし内容は図表1にあるように7回にわたって改正が行われ、大きく変化している。対象範囲の拡大や緩和、罰則強化などがあり二転・三転としてきた。そしてつい最近（2022年12月16日発表）の令和5年度税制改正大綱でも見直しへの言及があるという状況だ。

電帳法は、対応しようとする企業にとって「とにかくわかりづらい」法律である。実際、電帳法のシステムコンサルティング・サービスを提供する日鉄日立システムエンジニアリングには、大別して2種類の相談が持ち込まれるという。

「1つは法律の解釈に基づくシステム構築についてのご相談です。電帳法には検索性の確保や関係書類の備え付けなどの要件が書かれていますが、具体的なことはあまり

明記されていません。それゆえにシステムでどこまで手当てすればよいのかというご質問が多数あります」と話すのは、電子帳簿保存法対応コンサルタントの肩書をもつ梅原淳氏（産業流通ソリューション事業部デジタルドキュメントソリューション部シニアマネジャー）である。

もう1つは、システム化を進めつつある企業からの相談である。「内容は、自社でシステム化を進めているけれども法対応の観点で不足や不備があるかもしれないのでコンサルティングしてほしいというものです。提携税理士の指導・確認を基に調査すると、保存対象とすべき書類が抜けていたり運用負荷の高いシステムになっていたり、問題点が見つかることが多々あります。電帳法のわかりにくさがお客様を混乱させています」と、産業流通ソリューション事業部の下橋一輝氏（デジタルドキュメントソリ

図表1 電子帳簿保存法の歩み

年度	主な内容
平成10(1998)年度	・電子帳簿保存法 創設
平成17(2005)年度	・e-文書法創設に伴うスキャナ保存制度創設
平成27(2015)年度	・スキャナ保存制度改正 (電子署名の廃止と適正事務処理要件の追加)
平成28(2016)年度	・スキャナ保存制度改正(スマホ撮影認容)
令和1(2019)年度	・承認申請期限の特例整備(新設事業者の申請期限緩和) ・過去の重要書類のスキャナ保存の認容 ・JIIIMA認証による事務手続きの簡素化
令和2(2020)年度	・電子取引にかかわるデータ保存の措置要件追加
令和3(2021)年度	・帳簿・書類・スキャナ申請承認制度の廃止 ・帳簿保存要件の緩和と優良電子帳簿届出制度の創設 ・スキャナ保存制度の要件緩和(適正事務処理要件廃止・スキャナ保存のタイムスタンプに代わる要件の追加・タイムスタンプ期限延長・検索項目変更・スマホ撮影の自署廃止) ・電子取引のデータ保存について書面出力保存の廃止
令和4(2022)年度	・電子取引データの書面出力保存について宥恕措置創設
令和5(2023)年度	・2022年12月16日発表の税制改正大綱で見直しに言及 (優良電子帳簿の帳簿限定・スキャナ保存の保存情報緩和・一般書類の帳簿関連性確保廃止・電子取引の検索要件不要法人の拡大・電子取引書面保存の一部緩和)

図表2 国税関係帳簿・書類・電子取引の電子保存区分

対象	国税関係帳簿	国税関係書類			電子取引データ	
		決算関係書類	取引書類(書面)			
帳簿・帳票例	仕訳帳、総勘定元帳、売上台帳、仕入台帳、現金出納帳など	貸借対照表、損益計算書、棚卸表など	契約書控え、請求書控え、注文書控え、見積書控え、領収書控えなど		契約書、請求書、注文書、見積書、領収書など	
形態	作成	作成	作成(自社発行)		受領(取引先発行)	送信
書面保存	○	○	○		○	×
電子データ保存 (テキスト等のDBデータ)	○	○	○		×	○
電子化データ保存 (スキャン等画像ファイル)	×	×	○		○	○
電帳法保存要件	帳簿保存要件 (電帳法4条1項)	電子書類保存要件 (電帳法4条2項)	電子書類保存要件 (電帳法4条2項)	スキャナ保存要件 (電帳法4条3項)	スキャナ保存要件 (電帳法4条3項)	電子取引要件 (電帳法7条)

※1：令和5年度税制改正大綱では、ダウンロードの求めに応じ整然とした出力書面の提示が可能な場合の検索要件が不要になった。

ューション部シニアマネジャー)は説明する。

残り10カ月で対応するための 考え方・スケジュール

電帳法のうち、電子取引データの書面保存を原則認めるとした2年間の宥恕(猶予)措置は2023年末に終了となり、2024年1月1日から図表2の対応が必須となる。残り時間は約10カ月。この期間内に、現在電子取引の電子保存に未対応の企業はどのように対応を進めればよいだろうか。本特集では、電帳法の中でも対象範囲が広く複雑な処理が必要となる電子取引データへの対

応を中心に見ていくことにする。その他の国税関係帳簿や決算関係書類などは対象が限定的なので、比較的スムーズにシステム化を進められる。

最初に結論を紹介すると、今から年内に電子取引の電子化対応を終えるには、図表3のスケジュールで進める必要がある。① 予算化・予算確保→②対象書類・取引などの全量把握の棚卸し・現状調査・分析・ヒアリング→③システム構築→④テスト、トレーニング→⑤本番という流れである。実際のシステム化では、電帳法だけにフォーカスするものと、これを機にテレワーク対応やペーパーレス化なども含めて電子化す

る2通りがあるが、「どちらのケースでも基本的には作業フローは同じです」と、梅原氏は話す。

②対象書類・取引などの全量把握の棚卸し・現状調査・分析・ヒアリングは、「共通のテンプレートなどを適用しにくい、主に対面で話を聞くフェーズ」(梅原氏)である。その理由について梅原氏は、「同じ業種であっても業務オペレーションは会社ごとに異なるので、テンプレートのようなパターンを適用することができません。基本的に経理部門やシステム部門を中心に各部署にヒアリングを行い、作成・受領・送信・受信する書類の種別ややり取りの手段・方法を洗い出します。そしてそれらのデータが部署間や取引先(仕入先、委託先、物流会社、経費支出先など)との間でどのように流れているかを特定し、最終的には総勘定元帳などの帳簿類への反映まで確認します。税務申告の対象となる決算の成り立ちまでを

図表3 電帳法に「残り10カ月で対応する」ためのスケジュール概略

～3月末	① 予算化、予算確保
4月～8月	② 対象書類・取引などの全量把握の棚卸し・現状調査・分析・ヒアリング
9月～10月	③ システム構築
11月～12月	④ テスト、トレーニング
2024年1月～	⑤ 本番開始

図表4 電子取引の対象データ(例)

- ・ EDI・EOS・VANのデータ
- ・ FAXの受送信データ
- ・ 電子取引クラウドを利用した受送信データ
- ・ インターネット取引のデータ
- ・ ファームバンキングの受送信データ
- ・ スマホ決済の入出力データ
- ・ ICカードの利用履歴
- ・ 通販などのダウンロード領収書
- ・ クレジットカードの利用実績データ
- ・ ネット領収書・請求書のスクリーンショット
- ・ 電子メールの添付ファイル
- ・ 電子メールの本文(取引内容の記載がある)
- ・ 外部記憶媒体による受送信データ
- ・ 税関(NACCS)輸出許可証データ

図表5 電子取引に該当する書類(例)

- ・ 見積依頼書
- ・ 見積書
- ・ 契約申込書
- ・ 契約書
- ・ 注文書
- ・ 注文請書
- ・ 送り状
- ・ 納品書
- ・ 検収書
- ・ 請求書
- ・ 支払通知書
- ・ 領収書
- ・ 輸出証明書
- ・ 預り証
- ・ 入庫報告書
- ・ 貨物受領書
- ・ 口座振替依頼書
- ・ 出入金明細書
- ・ 利用明細書

明確にするのが調査・ヒアリングの内容になります」と述べる。

電子取引の対象となるデータは、想像以上に範囲が広い(図表4)。また電子取引で扱われる書類も多種多様だ(図表5)。梅原氏によると「対外的なメールなどの受送信のうち、挨拶やスケジュール調整以外はほぼ電子取引に関連するやり取りに該当します」という。

企業全体で利用中のシステム調査も重要なポイント

また②対象書類・取引などの全量把握の棚卸し・現状調査・分析・ヒアリングでは、

企業全体でどのようなシステムを利用しているかの確認も重要なポイントという。

「システム上でやり取りしているデータが法人税法や消費税法の備付け必須項目(品名・単価・数量・金額・取引年月日など)に合致しているか、さらにそれらのデータがどのようにマージされて、どの帳簿で管理される形になっているかの確認が必要だからです。電帳法への対応は、利用中の上位システムと下位の電帳法対応システムとの連携によって初めて可能になり得ます」と、梅原氏は説明する。

日鉄日立システムエンジニアリングでは電帳法のシステムコンサルティングで

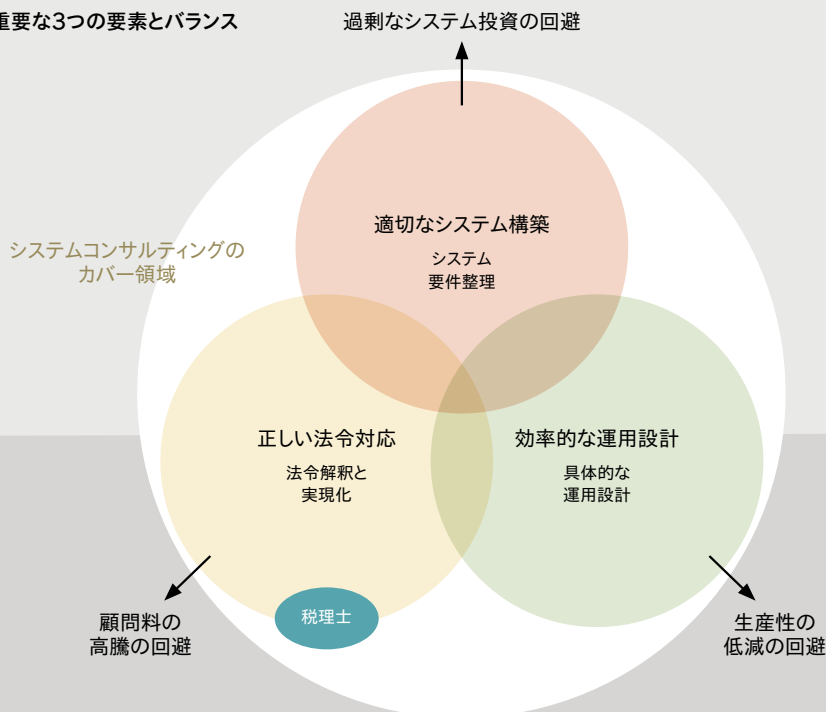
「350件以上」(梅原氏)の実績をもつ。この分野のシステムコンサルティング件数としては、最多数のレベルに属する1社と推察される。電帳法の解説で著名な税理士からも、その内容・品質について高い評価を受けている。

多面的な対応とバランスの取れた設計・構築

電子取引データの書類保存廃止まで残り10カ月となった現在、スムーズにシステム構築完了まで漕ぎつけるには、何がポイントになるだろうか。

電帳法への対応では、法令の正しい解釈

図表6 電帳法対応で重要な3つの要素とバランス



に加えて、企業の文化や過去からの取引実態の把握、仕訳につながるデータの項目や粒度の流れを基にしたシステム構築、さらには各社各様の実情を踏まえた運用設計などが必要である。つまり多面的な対応と経験が必要になる。図表6はそれをまとめたものだが、内側の3つの円（正しい法令対応、適切なシステム構築、効率的な運用設計の3つの円）のどれか1つに偏っても、電帳法対応はうまくいかないということだ。

たとえば、税理士は法令解釈には対応するものの、システム構築や業務運用の知見・スキルをもち合わせているのは稀である。仮にそうした知見・スキルをもって、そのサービスを受けるとすると、それ相応の顧問料が想定される。

日鉄日立システムエンジニアリングでは電帳法活用基盤として「Paples」を提供している。これまでに500件以上の導入実績があるが、そのうち同社の電帳法システムコンサルティングを利用したのは約6割。つまり電帳法システムコンサルティングの利用はマストではないということだが、しかし残り時間の短さや電子取引データの対象範囲の広さ・複雑さ、さらには正しい法令対応・適切なシステム構築・効率的な運用

設計とそのバランスを考慮すると、システムコンサルティングの利用は検討に値すると言えそうである。

ちなみに、同社のシステムコンサルティングを利用してもPaplesの導入は必須ではなく、約2割が他のツールを採用するという。

そのうえで下橋氏は、「全量把握の棚卸し・現状調査・分析・ヒアリングでは、コンサルタントからの問い合わせに的確に回答していただくことが、その後の作業を円滑に運ぶうえで非常に重要です」と指摘する。

同社ではそのために、ヒアリング対象者向けに「勉強会」を開催している。「電帳法の概要を整理し、どの帳票のどのようなデータが対象になるのかを理解してもらうための勉強会」（下橋氏）という。しかしそれでも、電帳法とはかかわりのない質問・回答や重大な書類の漏れなどがあるという。

税理士・業務部門・システム部門の橋渡しと“通訳”

また梅原氏は、「電帳法のシステム化では税理士・業務部門・システム部門の橋渡しが不可欠です」と言い、「一方が使う言葉や

用語が他方に通じないことがよくあるので、私自身のタスクとして各部門が正しく情報共有できるよう通訳者・翻訳者になることを肝に銘じています」と話す。

さらに梅原氏は、「電帳法のシステムコンサルティングでは運用面まで考慮したシステムを提示する必要があります」と、次のように説明する。

「たとえば令和3年度の改正で、電子取引データの検索条件は“取引年月日”“取引金額”“取引先”の3項目となりましたが、業務の現場でデータを保存する都度に3項目を入力するか、Paplesのデータ自動連携機能を活用して1項目で済ますかは業務の生産性や担当者の負担に大きく関係します。法律に準拠し、かつ業務で無理なく利用できるシステム環境を提示することこそ、システムコンサルティングに求められていることだと確信しています」

日鉄日立システムエンジニアリングでは、帳簿・書類関連のシステム化は「構築完了まで3カ月」、電子取引データにかかわるシステム化の完了には「最低でも6～9カ月かかる」としている。早めの取り組みが必要そうである。

i Magazineサイト、たくさんの方にご利用いただいています。

<https://www.imagazine.co.jp>

PART 2

電帳法対応ツールの「非機能要件」を考える

構築のしやすさ、使いやすさ、業務効率、
スケーラビリティなど多面的な要素



大谷 哲也氏

日鉄日立システムエンジニアリング株式会社
産業流通ソリューション事業部
デジタルドキュメントソリューション部
シニアマネジャー



川崎 太雅氏

日鉄日立システムエンジニアリング株式会社
産業流通ソリューション事業部
デジタルドキュメントソリューション部 兼
デジタルテクノロジー研究開発センター
チーフ

電帳法対応製品と 電子帳票ソリューションとの違い

電子帳簿保存法（以下、電帳法）は、電子取引データの保存に関する宥恕（猶予）措置が終了し、書面保存は廃止され電子保存が義務化される（ただし、2022年12月発表の令和5年度税制改正大綱で、電帳法の一部要件緩和や対応の選択肢の追加が発表されている）。

そのスタートまで残り10カ月。ベンダー各社はここぞとばかりに営業・マーケティングを加速させている。

図表1は、市場で流通している帳票ソリューション製品のカバレッジを、「帳票作成」「帳票出力」「電子保存」「電帳法対応」に分けて整理したものである。

ここで電帳法対応を実現する製品は「電帳法対応」をカバーする製品のみで、「帳票作成」「帳票出力」「電子保存」の機能だけでは「電帳法対応」にならないことに注意していただきたい。こう書くのは、電帳法自体のわかりにくさもあって、電帳法対応製品とはどのようなものか、一般に理解に混乱が見られるからだ。

また電帳法には「帳簿」「書類」「スキャナ保存」「電子取引」の4つの区分がある（p24・図表2参照）。この4つの区分と帳票ソリューションの4つの機能が“ごっちゃ”になり、混乱の一因となっているようだ。

日鉄日立システムエンジニアリングの大谷哲也氏（産業流通ソリューション事業部デジタルドキュメントソリューション部シニアマネジャー）は、「電帳法への対応は、

業務の効率化とペーパーレス化の観点から、帳簿・書類のデータ保存、スキャナ保存、電子取引のそれぞれに個別対応するのではなく、それらすべてに対応し、業務オペレーションの統一と一元管理を可能にするツールの導入がおすすめです」と説明する。

システム構築のしやすさ 使いやすさという要件

ユーザーがツール／ソリューションを導入する際、機能に加えて運用面も視野に入れる。つまり自社の実状にあうのか、“非機能要件”も重要な検討要素になる。

ここで日鉄日立システムエンジニアリングのPaples（パピレス）を例に、電帳法対応に必要な要素を探ってみよう。同製品を取り上げるのは、長い歴史をもち、1パッケージで帳票作成・出力から電子保存、電帳法対応まで幅広くカバーし、電帳法の4つの区分すべてに対応可能なことをうたっているからだ。すなわち、「帳簿」「書類」はデータアーカイブ機能で、「スキャナ保存」「電子取引」はドキュメント管理機能で、さらに業務系帳票の控えは電子帳票機能で統合管理できる。

図表1 帳票ソリューション製品のカバレッジ概念図

		帳票作成	帳票出力	電子保存	電帳法対応
専用型	単機能製品	〇	〇	〇	〇
	2機能製品	〇	〇	〇	〇
	3機能製品	〇	〇	〇	〇
統合型	製品組み合わせ型	〇	〇	〇	〇
	1パッケージ型	〇	〇	〇	〇

図表2 Paplesの主な歩み

1994年	Paples I、クライアント/サーバー型電子帳票
1995年	Paples II、Windows NT版
1997年	Paples III、全面刷新
2009年	Paples Web Web版、帳票基盤拡張、 電帳法対応システムコンサルティング開始
2010年	Paples Report (プログラミングレス帳票設計・出力)
2011年	IBM i対応 (スプール連携コネクタ開発)
2014年	Paples 5、グローバル帳票基盤 (Unicode、多言語対応)
2018年	スキャナ保存対応
2021年	マルチブラウザ対応
2022年	電子取引対応強化、スケールアップ対応

Paplesは1994年にメインフレーム向けの電子保存ツールとして誕生した。それ以降、上位プラットフォームへの対応を拡大するとともに (IBM iへの対応は2011年) 帳票作成など電子帳票基盤としての機能を継続的に強化し、2009年からは電帳法に取り組む企業が増えつつあるのを受けて「電帳法システムコンサルティング」をスタートさせている。そして2018年以降は、電帳法の改正や国税庁の「一問一答 (電子帳簿保存法Q&A)」の追加などにあわせて、「その都度、機能の追加・拡張を続けています」(大谷氏) という (図表2)。

一方、法律対応のほかに、使いやすさや

システム構築のしやすさのための拡張・改良も継続している。大谷氏はその理由として「お客様の取り組みの変化」を挙げる。「従来の帳票ソリューションは、大企業では事業部ごとに、中堅・中小企業では部門単位に導入するケースが多くありました。しかし最近の電帳法対応では“全社まとめて”というご要望が少なくありません。そのため、より大規模な帳票処理への対応とお客様のさまざまな帳票オペレーションを想定した機能の追加、さらにはカスタマイズやSIによる作り込みが必要になる場合も増えています」(大谷氏)

Paplesは2022年に電子帳票エンジンを

抜本的に改築し、製品のスケールアップを図った。

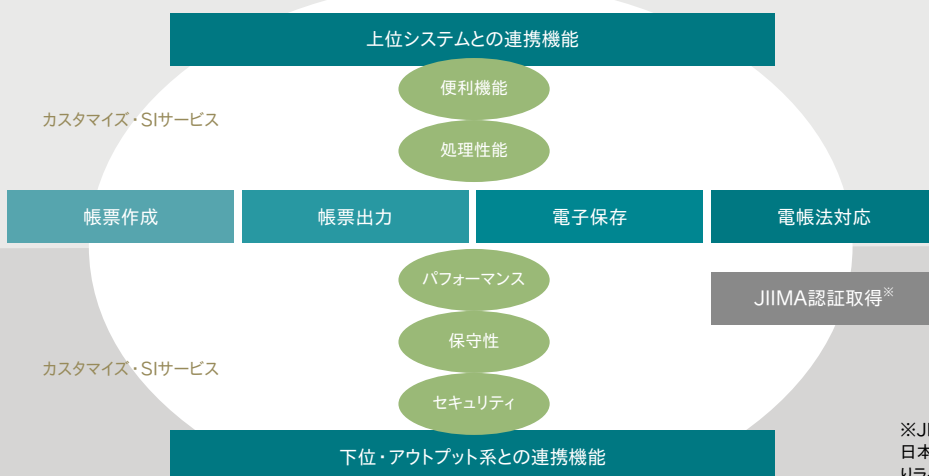
「アーキテクチャを再設計し高速化したのに加えて、帳票の格納数を数百万件から数千万件へと拡大しました。またPaplesへの同時ログイン数も大幅に増やし、企業ワイドで余裕をもってご利用になれる環境を整えました」と、産業流通ソリューション事業部の川崎太雅氏 (デジタルドキュメントソリューション部チーフ) は説明する。これにより、他システムで1年分の帳票しか格納できなかったユーザーがPaplesへの移行後、「10年分を楽に格納できるようになりました」という。

上位システムとスムーズな連携が可能か

追加済みの機能としては、さまざまな上位システムとの連携機能などがある。

「Paplesは多様な取り込み口を備えているので、さまざまな上位システムとのスムーズな連携が可能です。そしてスムーズな

図表3 電帳法対応ツール/ソリューションの検討要素



※JIIIMA認証ロゴは、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会によりライセンスされている。

連携だけでなく、電帳法活用基盤として Papesが追加されても、お客様の業務オペレーションに負荷をかけないようにするのが当社の強いこだわりです。つまりオペレーションは以前のままで、システムの裏側で自動で電帳法対応が完結するような仕組みをご提案しています。電帳法への対応ではオペレーターや業務部門の負荷を増やさないと、結果的に法令遵守の徹底につながると考えています」と大谷氏。「その意味で、電帳法に特化したシステムコンサルティングを行えることがPapesの大きな

強みです」と強調する。

そのほかの追加機能としては、たとえば「定期検査ツール」がある。タイムスタンプの押印日時やスキャン画像の解像度などを自動でチェックする機能である。スキャナ保存要件の改正にあわせて開発したものが、現在は要件が緩和され法律的には不要となっている。「ただしお客様からは押印処理が社内規定や内部監査基準に合致しているか、改ざんされていないかをチェックするのに便利との評価をいただいています。こうした便利機能は、今後ますます必要に

なると考えています」と、川崎氏は語る。

*

電帳法対応ツールの使いやすさやシステム構築のしやすさ、処理性能やパフォーマンス、保守性などの非機能的な要素は、ベンダー各社のWebサイトやパンフレットではほとんど明記されていない。しかし実際の利用シーンでは欠かせない要素なので、電帳法対応ツールを検討する際は、ベンダー各社に問い合わせてみることをおすすめしたい(図表3)。📍